

平成 2 4 年度鎌ケ谷市事務事業評価報告書

1 はじめに

鎌ケ谷市では、「鎌ケ谷市地方分権戦略プラン」（平成 1 4 年 3 月策定）で行政評価を重点推進テーマに位置付け、平成 1 4 年度から調査研究を開始し、平成 1 5 年度から平成 1 7 年度まで試行いたしました。平成 1 8 年度には、本格実施として、「鎌ケ谷市行政評価実施要綱」（平成 1 8 年 5 月施行）（以下「要綱」という。）を制定、要綱に基づいて、平成 1 7 年度に実施した事業の事務事業評価を行い、これ以降、毎年度、前年度に実施した事業の事務事業評価を行っております。

今年度は、本格実施 7 年度目として、平成 2 3 年度に実施した事業の事務事業評価を行いました。本報告書は、この事務事業評価について、概要をとりまとめたものです。

なお、施策評価については、平成 2 2 年度から実施方法を見直しており、「実施計画」を策定する年度には、策定しようとする「実施計画」の計画期間を対象に「事前評価」を行って「実施計画（案）」を策定するとともに、「実施計画策定年度以外の年度」には、終了した「実施計画」の振り返りとして「事後評価」を行うこととしています。

今年度は、「後期基本計画第 2 次実施計画」を策定する年度となっておりますので、施策評価については事前評価を行い、「実施計画（案）」を公表して市民等のご意見をうかがってまいります。

表 行政評価実施経緯

年 度	内 容
1 3	・「鎌ケ谷市地方分権戦略プラン」策定 （重点推進テーマとして行政評価を位置付け）
1 4	・調査研究
1 5	・試行①；平成 14 年度事務事業の事後評価を実施
1 6	・試行②；平成 15 年度事務事業の事後評価を実施 （庁内公表） 第 3 次実施計画策定時に事前評価を実施
1 7	・試行③；平成 16 年度事務事業の事後評価を実施 （庁内公表）
1 8	・要綱制定 ・平成 17 年度事務事業の事後評価を実施（公表） ・第 4 次実施計画策定時に事前評価を実施
1 9	・平成 18 年度事務事業の事後評価を実施（公表） ・平成 18 年度施策の事後評価を実施（公表）

20	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度事務事業の事後評価を実施（公表） 平成19年度施策の事後評価を実施（公表） 平成19年度政策の事後評価を実施（公表） 第4次実施計画（補正版）策定時に事前評価を実施
21	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度事務事業の事後評価を実施（公表） 平成20年度施策の事後評価を実施（公表） <p>（政策評価は前年度評価結果を踏襲）</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度事務事業の事後評価を実施（公表） 後期基本計画第1次実施計画策定時に事前評価を実施（政策評価・施策評価・事務事業評価）（実施計画の策定過程で公表）
23	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度事務事業の事後評価を実施（公表） 平成21.22年度施策の事業評価を実施（公表） 平成23年度鎌ヶ谷市事業仕分け実施（公開） 平成24年度当初予算編成に伴う「個別事業の対応方針」（公表）

2 行政評価の目的

鎌ヶ谷市の行政評価の目的は、「効果的かつ効率的な市政の推進に資すること」及び「市民に対する説明責任を全うすること」の2つを掲げております。（要綱第1条）

行政評価の目的

①効果的かつ効率的な市政の推進に資すること

- ・ 職員の意識改革の推進（例えば、成果・コストなどへの気づき）や政策形成能力の向上（達成度による評価と企画立案能力）が期待され、効率性の高い行政サービスの実現が図られる。
- ・ 施策・事業の成果志向が高まるので、施策・事業の重点化が図られ、結果重視の行政運営が進められる。

②市民に対する説明責任を全うすること

- ・ 市民への情報公開が進み説明責任が高まり、市民参加型の行政が促進される。

3 評価対象

411 事務事業

平成23年度鎌ヶ谷市予算書に計上されている事業別予算を基本に、原則として、全事務事業を対象にしました。（一般会計・特別会計すべて）

「予算書における事業別予算」と「行政評価における事務事業」との区分を一致させる観点から、引き続き調整を行っているため、一部平成23年度予算

書と一致しない区分があります。

なお、本来国・県が果たすべき役割に係る法定受託事務については、市に裁量の余地がないことから、一部の項目について評価対象外としています。

また、平成23年度当初予算額がゼロの事業別予算で、国の交付金等の影響により平成24年度に全額繰越した事業別予算は対象外としました。(当初予算に計上されているものや一部繰越のものは対象としています。)

4 評価方法

「鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)」による事務事業の所管課の自己評価(「事務事業評価の実施に関する要領」による)を行いました。

なお、平成22年度から事務事業評価では、鎌ヶ谷市の厳しい財政状況を踏まえ、「廃止」「休止」「縮小」できる事務事業がないか従来よりも厳しい視点で評価を行うとともに、「現状維持」の評価項目をなくし、例えば事業を継続する場合でも「精査・検証」とし、不断の事務事業の見直しを行いました。

表 平成24年度事務事業評価スケジュール

時期	内容
平成24年4月25日	・平成24年度行政評価説明会(後期基本計画第2次実施計画策定要領説明会と併せて開催)
	・平成23年度事業に関する事務事業評価表の提出依頼
平成24年4月～5月	・事務事業所管課による評価表作成
平成24年5月21日	・評価表提出締切
平成24年5月～6月	・評価表調整(記載不備など)
平成24年7月24日	・政策調整会議付議
平成24年7月30日	・連絡会議付議
平成24年8月	・庁外公表

※平成23年度事業仕分け結果の「個別事業の対応方針」については、第2四半期終了後と第4四半期終了後に確認する予定です。

5 評価結果

事務事業評価表の「5評価・検討」の区分ごとの結果は、次のとおりです。

なお、本来国・県が果たすべき役割に係る「法定受託事務」については、市に裁量の余地がないことから、(1) 行政関与の妥当性～(4) 有効性については評価しないこととしております。

(1) 行政関与の妥当性

なぜ、市が関与する必要があるのかを評価する項目です。

区分	事務事業数	構成割合 (%)
低い	0	0
普通	4	1.0
高い	395	96.1
わからない・あてはまらない	0	0
評価対象外 (法定受託事務)	12	2.9
合計	411	100.0

※小数点以下四捨五入しているため、構成割合内訳の合計が 100.0 にならない場合がある。

(2) 目的妥当性

事業の目的は施策にどのように結びついているかを評価する項目です。

区分	事務事業数	構成割合 (%)
低い	0	0
普通	3	0.7
高い	393	95.6
わからない・あてはまらない	3	0.7
評価対象外 (法定受託事務)	12	2.9
合計	411	100.0

※小数点以下四捨五入しているため、構成割合内訳の合計が 100.0 にならない場合がある。

(3) 公平性

対象は偏っていないか、対象を広げたり狭めたりできないかを評価する項目です。

区分	事務事業数	構成割合 (%)
低い	2	0.5
普通	13	3.2
高い	364	88.6
わからない・あてはまらない	20	4.9
評価対象外 (法定受託事務)	12	2.9
合計	411	100.0

※小数点以下四捨五入しているため、構成割合内訳の合計が 100.0 にならない場合がある。

(4) 有効性

事業を廃止した場合施策達成に支障があるかを評価する項目です。

区分	事務事業数	構成割合 (%)
低い	0	0.0
普通	4	1.0
高い	390	94.9
わからない・あてはまらない	5	1.2
評価対象外 (法定受託事務)	12	2.9
合計	411	100.0

※小数点以下四捨五入しているため、構成割合内訳の合計が 100.0 にならない場合がある。

(5) 効率性

コストがかかりすぎていないか、事業費・所要時間を縮減する手段・方法はないかを評価する項目です。

区分	事務事業数	構成割合 (%)
低い	3	0.7
普通	31	7.5
高い	346	84.2
わからない・あてはまらない	31	7.5
合計	411	100.0

※小数点以下四捨五入しているため、構成割合内訳の合計が 100.0 にならない場合がある。

(6) 総合評価

当該事務事業の今後の方向内容を評価する項目です。

区分	事務事業数	構成割合 (%)
終了 (事業が完了したので終了する)	18	4.4
廃止 (事業を廃止する)	1	0.2
休止 (再開を前提に休止する)	0	0.0
縮小 (好ましくない状況なので、規模を縮小する)	1	0.2
改善 (事業実施方法等について、改善した上、継続する)	37	9.0
精査・検証 (業務手法等について精査・検証の上、継続する)	270	65.7
拡充 (重点的に資源を配分し、規模を拡大する)	84	20.4
合計	411	100.0

※小数点以下四捨五入しているため、構成割合内訳の合計が 100.0 にならない場合がある。

6 「目的意識の醸成」のための事務事業評価

今回の事務事業評価では、特に、「総合評価」とそれに対するコメント、また「平成24年度に取り組む改革・改善内容」に注視し、取り組んでおります。

引き続き、全庁上げて「事業の目的意識の醸成」を図りつつ、行政評価の定着を目指し、すべての「行政評価」に取り組んでまいります。

7 今後の取組み

(1) 事務事業評価の改善

事務事業評価については、平成15年度から平成17年度まで3ヵ年度試行後、平成18年度から本格実施を行い、本年度本格実施の7年度目として公表いたします。公表の結果、さまざまなご意見をいただき、事務事業評価全体の改善を図ってまいります。

(2) 施策評価・政策評価の実施

鎌ヶ谷市では平成19年度から施策評価、平成20年度から政策評価を実施しており、行政評価は制度としては整いましたので、今後、さらに総合計画や予算等への活用を図ってまいります。

(3) 鎌ヶ谷市事業仕分け結果に対する、平成 24 年度当初予算編成に伴う「個別事業の対応方針」の進捗状況について

平成 23 年度に実施した事業仕分けの結果に対する 36 事業の進捗状況は、平成 25 年度当初予算編成作業に併せ、第 2 四半期終了後に確認するとともに、平成 24 年度の結果については、第 4 四半期終了後に確認してまいります。

(4) ～みんなで考え、実行する～鎌ヶ谷市行財政改革推進プラン（以下、「みんなでプラン」という。）に基づく取り組みについて

「みんなでプラン」の中で、変化に対応できる行財政体質の構築のため、「行政評価に基づいた市政運営」に平成 23 年度より取り組んでおります。

平成 24 年度については、各課の行政評価リーダーとの意見交換を活発化させることで、「行政評価の定着」を図ってまいります。